

◆市臨時職員を募集します◆

対象 にかほ市民。①～⑤は緊急雇用創出臨時対策基金事業により、雇用されたことのある方は、県・市町村の別や直接雇用、委託を問わず通算1年を超えて雇用できません。(東日本大震災による震災被災者は除く)
 ※ハローワーク本荘でも募集案内を確認できます。
応募 ①～⑦から1つ
条件 ▽期間：2月1日～3月
申込先 総務部総務課人事管理

募集番号・職種等

| 通常 | 緊急雇用 | | | | | | 募集人員 | 賃金 | 社会保険 | 勤務地 |
|-------------------------|-------------|--------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|--------------------|----------|----------|---------------|------------|
| ⑦ 家庭児童相談員 | ① 運転手 | ② 一般事務補助 | ③ 作業員 | ④ 作業員 | ⑤ 一般事務補助 | ⑥ 一般事務補助 | 1名 | 6,500円/日 | 有り | 象潟庁舎(財政課) |
| 家庭児童の福祉に関する面接指導・相談・訪問など | 庁用車運転業務 | パソコン(ワード、エクセル)操作ほか | 海岸等清掃作業 | 道路等維持管理作業(草刈り機操作) | 受付、パソコン(ワード、エクセル)操作ほか | パソコン(ワード、エクセル)操作ほか | 1名 | 5,750円/日 | 有り | 仁賀保庁舎(市民課) |
| 1名 | 15名 | 4名 | 2名 | 1名 | 1名 | 1名 | 5,750円/日 | 有り | 市内の海岸等(生活環境課) | |
| 5,750円/日 | 7,200円/日 | 7,200円/日 | 7,200円/日 | 5,750円/日 | 5,750円/日 | 5,750円/日 | 無し | 有り | 市内(建設課) | |
| 無し | 象潟庁舎(仁賀保庁舎) | 象潟庁舎(財政課) | 象潟郷土資料館(文化財保護課) | 象潟庁舎(議会事務局) | 象潟庁舎(仁賀保庁舎) | 象潟庁舎(子育て長寿支援課) | 無し | 有り | 象潟庁舎(仁賀保庁舎) | |

◆家屋調査の実施◆

平成24年度評価替えに伴う
 現在、固定資産台帳に登録されている家屋の中で、昨年の全棟調査や解体などにより面積が変更になった物件で、詳しく調査を必要とする家屋を対象に調査を行っています。
 調査は敷地内に入らない道路からの外観調査を基本としますが、外から判断できない物件は、所有者の方へ聞き取り調査を行います。ご協力をお願いします。
 調査は市役所職員が実施し、腕章、身分証明書、固定資産評価補助員証を携帯し提示します。

問合せ 税務課資産税班 ☎43・7505



ご理解をお願いします

子ども手当

申請はお済みですか!?



平成23年10月から24年3月分までの「子ども手当」が残り、今まで受給していたすべての方の申請が必要です。市では10月中旬に対象者へ申請書類を送付しています。最終申請期限は24年3月30日(金)ですが、2月振込(10月～1月分)を受けるには、次の期限までの申請が必要です。
【2月振込の申請期限：平成24年1月20日(金)】
 この期限を過ぎますと、次の振込は次回の6月支給日となる予定です。お早めに申請ください。
【申請に必要なもの】
 ●認定請求書(市から送付の書類を持参ください)
 ●印かん
 ●申請者の健康保険証の写し(申請者が厚生年金等加入の場合)
 ●申請者名義の振込口座の分かるもの
 ●申請者の外国人登録証の写し(外国籍の方)
 ●子どもと別居している申請者は次の書類も必要。
 ●別居している子どもに関する別居監護申立書
 ●子どもの属する世帯の住民票謄本
 ●公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

申請先・子育て長寿支援課(仁賀保庁舎)
 ・金浦市民SC・象潟市民SC
 問合せ・子育て長寿支援課
 子育て支援班 ☎32・3040

住宅用火災警報器アンケート結果

昨年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことに伴い、管内における住宅用火災警報器の設置状況を調査するため、郵送により無作為抽出による400世帯へアンケート調査を実施しました。結果は次のとおりです。

- ☆☆☆アンケート結果☆☆☆
- ◇設置済 70・5%
- ◇未設置 29・5%

☆☆☆参考までに☆☆☆
 (平成23年6月時点推計普及率)

- ◇全国 71・1%
- ◇秋田県 62・3%

ご協力ありがとうございました。より正確な調査を実施するためにアンケートの返信は、随時受け付けています。未返信の方は、ご協力をお願いします。



まだ設置されていないの方は早急に設置ください!
 問合せ 消防本部 ☎38・2824

平成24年分農業用軽油の免税証申請仮受付について

平成24年農業用免税軽油の免税証申請仮受付を行います。申請する農家の方は指定日に会場までお越しください。交付日については受付時にお知らせします。本制度の期限は現行法では平成24年3月31日です。今後の地方税法改正等による期限延長が無い場合は免税証を交付できないことがありますのでご了承ください。

◆象潟地域 ◎申請受付(指定日)
 日時 1月30日(月)
 午前10時～11時30分
 午後1時～3時
 会場 象潟公民館

◆仁賀保・金浦地域 ◎申請受付(指定日)
 日時 1月31日(火)
 午前10時～11時30分
 午後1時～3時
 会場 仁賀保公民館

- ◎申請の際準備するもの
- ▼申請書類一式(県税課備え付け)
 - ▼免税軽油使用者証(新規申請者は除く)
 - ▼印かん(共同申請の場合は全員のもの)
 - ▼耕作証明書、軽油の納品書(前回購入分)
 - ▼免税軽油の引き取り等に係る報告書
 - ▼機械の購入証明書(新規申請者または機械を変更した方のみ)
 - ▼誓約書(新規申請者)

※耕作証明書の申請および発行は、農業委員会事務局、またはお住まいの地域の各庁舎市民SCで申請・受領できます。耕作証明書については、お問い合わせは農業委員会事務局 ☎38・4308までお願いします。

問合せ 由利地域振興局 県税課 ☎23・4105